

# 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託仕様書

## 1. 目的

事業場から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適正処理を行う必要があるため、奈良市本庁舎から発生する産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。

## 2. 業務委託

- (1) 件 名 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託
- (2) 期 間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで
- (3) 業務場所 奈良市本庁舎  
奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

## 3. 業務委託の概要

奈良市本庁舎から発生する産業廃棄物を奈良市本庁舎ストックヤードから収集・運搬し、産業廃棄物として適正に、中間処理並びに最終処分を行うものとする。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び本市の定める条例等を遵守し、関連する諸法令に従って適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

## 4. 産業廃棄物の種類

- (1) 廃プラスチック類（ペットボトル含む）
- (2) 金属類（空き缶含む）
- (3) がれき類及びガラスくず等（空きびん含む）

※ペットボトル、空き缶、空きびんについては、それぞれ分別して排出します。

※水銀使用製品産業廃棄物については、本業務委託に含まないものとする。

## 5. 産業廃棄物の処分の方法

収集した産業廃棄物は、当該廃棄物の処分に関する関係法令等に基づき、適正に処分を行わなければならない。また、できる限り再資源化（リサイクル）の用に供するよう処分することが望ましい。

再資源化が困難な廃棄物（汚れたもの等）については、廃棄物の状態により適正な処分を実施するものとする。

## 6. 産業廃棄物処理見込量（令和6年度実績値12ヶ月分）（R6.4～R7.3）

- (1) 廃プラスチック類(ペットボトル除く)・・・5,000kg／12ヶ月(参考：4,917kg 令和5年度実績)
- (2) 金属類(空き缶除く)・・・・・・・・・・・・469kg／12ヶ月(参考：462kg 令和5年度実績)
- (3) がれき類及びガラスくず等(空きびん除く)・・・368g／12ヶ月(参考：197kg 令和5年度実績)

- (4) 空き缶・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 5 k g / 1 2 ヶ月(参考：347kg 令和 5 年度実績)
  - (5) 空きびん・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6 0 k g / 1 2 ヶ月(参考：586kg 令和 5 年度実績)
  - (6) ペットボトル・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 5 5 7 k g / 1 2 ヶ月(参考：1,524kg 令和 5 年度実績)
- ただし、上記は見込量であり、年度により変動するため、確約するものではありません。

7. 処理代金は、毎月の処理量に契約単価を乗じて算出し、奈良市の指定する方法により請求すること。

#### 8. 積込搬出日時

奈良市本庁舎の産業廃棄物の収集等の作業時間については、協議のうえ決定し実施すること。また、搬出経路は別紙 1 のとおりとするが、工事等の都合により経路を変更する場合があります。

##### (1) 廃プラスチック類

基本、2～3週間毎の木曜日とする。詳細は別紙 2 のとおりとする。(祝祭日や連休の関係から、翌日に振替えている場合があります。)

##### (2) 空き缶・空きびん・ペットボトル

基本、月 1～2 回とする。収集日等に関しては奈良市と協議のうえ決定する。

##### (3) 金属類

基本、月 1 回とし、収集日等に関しては奈良市と協議のうえ決定する。

##### (4) がれき類及びガラスくず等

基本、月 1 回とし、収集日等に関しては奈良市と協議のうえ決定する。

9. 本業務の実施にあたり、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により業務を遂行し、処分終了後は、必要事項が記入されたマニフェストを、総務部資産管理課庁舎・公用車管理係（東棟 1 階）に提出すること。

本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については、従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

#### 10. 特記事項

- (1) 庁外への搬出作業は全て受託者が行うこと。
- (2) 受託者は廃棄物の取扱いについて、許可を受けた範囲内で適正に業務を行うこと。
- (3) 収集作業完了の確認は奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係（東棟 1 階）職員の立会いのもとに、行わなければならない。
- (4) 業務の順序は下記による。
  - a. 廃棄物の収集
  - b. 廃棄物の運搬
  - c. 廃棄物の処分（中間、最終）
- (5) 業務に伴う必要経費は全て受託者の負担とする。
- (6) 業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失し

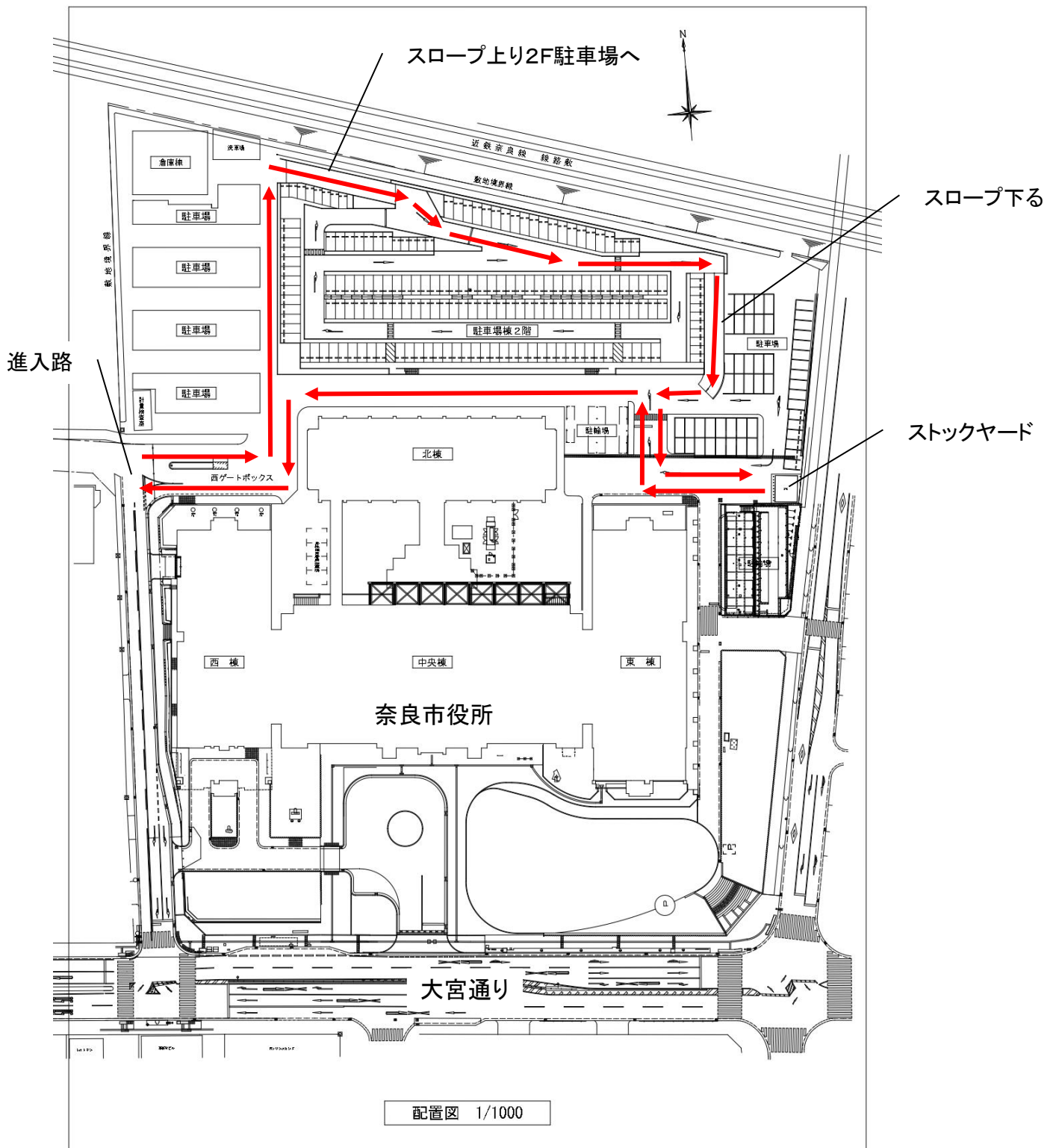
たときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受託者が全責任を負うものであること。

- (7) 受託者は、安全対策を怠らないこと。
- (8) 本仕様書に記載がなくとも、業務目的達成のため必要となるものは、全て受託者負担とする。
- (9) スtockヤードの分別物集積所に集積された産業廃棄物のうち、指定品目を全て収集し、適正に処分すること。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別出来ていない廃棄物を発見した場合は、分別物集積所にて選別のうえ、適正に分別処理を行うこと。
- (10) 収集後は当該集積場所及びその付近の床面掃き掃除を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。
- (11) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受託者において申告納付するものとする。
- (12) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。

(別紙1)

## 収集等車両の通行について

産業廃棄物回収に係る奈良市本庁舎ストックヤード（分別物集積所）への出入りは、下図のとおりとする。（ただし、本庁舎敷地内を安全に走行できる車両に限る。また、工事等の都合により経路を変更する場合があります。）



(別紙2)

奈良市本庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集等の作業日、時間について

1. 令和7年6月から令和10年5月までの奈良市本庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集等の作業日は下記の表のとおりとする。

(1) 基本は、2～3週間毎の木曜日とするが、祝祭日や連休の関係から、翌日等に振り替えている場合がある。また、工事等の都合により土曜日に変更する場合があります。

(2) 搬入施設の事情や廃棄物搬出量により作業日の変更を依頼する場合がある。その場合は、総務部資産管理課庁舎・公用車管理係（東棟1階）から事前に連絡するので、日程等を協議のうえ対応すること。

2. 各日の作業時間については、協議のうえ決定する。

※金曜日作業のみ、15：00までに作業を終了させること。

|           |                    |           |                    |            |                    |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|------------|--------------------|
| R7年<br>6月 | 5(木), 19(木)        | R8年<br>6月 | 4(木), 18(木)        | R9年<br>6月  | 3(木), 17(木)        |
| 7月        | 3(木), 17(木), 31(木) | 7月        | 2(木), 16(木), 30(木) | 7月         | 1(木), 15(木), 29(木) |
| 8月        | 14(木), 28(木)       | 8月        | 13(木), 27(木)       | 8月         | 12(木), 26(木)       |
| 9月        | 11(木), 25(木)       | 9月        | 10(木), 24(木)       | 9月         | 9(木), 24(金)        |
| 10月       | 9(木), 23(木)        | 10月       | 8(木), 22(木)        | 10月        | 7(木), 21(木)        |
| 11月       | 13(木)              | 11月       | 12(木)              | 11月        | 11(木)              |
| 12月       | 4(木), 25(木)        | 12月       | 3(木), 24(木)        | 12月        | 2(木), 23(木)        |
| R8年<br>1月 | 8(木), 29(木)        | R9年<br>1月 | 7(木), 28(木)        | R10年<br>1月 | 6(木), 27(木)        |
| 2月        | 19(木)              | 2月        | 18(木)              | 2月         | 17(木)              |
| 3月        | 12(木)              | 3月        | 11(木)              | 3月         | 16(木)              |
| 4月        | 2(木), 23(木)        | 4月        | 1(木), 22(木)        | 4月         | 6(木), 27(木)        |
| 5月        | 14(木)              | 5月        | 13(木)              | 5月         | 18(木)              |

3. 空き缶・空きびん・ペットボトルについては、月 1 ～ 2 回の収集とし、金属類、がれき類及びガラスくず等は、月 1 回の収集とする。ただし、搬入施設の事情や廃棄物搬出量の増により作業日の変更を依頼する場合がある。その場合は、総務部資産管理課庁舎・公用車管理係（東棟 1 階）から事前に連絡するので、日程等を協議のうえ対応すること。